

議第32号

檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月9日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

檀原市の常勤の特別職の職員の給与等に関する条例（昭和32年檀原市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

- 13 令和2年7月1日から同年9月30日までの間、市長の給料月額、附則第11項の規定にかかわらず、第4条第1項第1号に規定する額から、その額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。
- 14 令和2年7月1日から同年9月30日までの間、副市長及び教育長の給料月額は、第4条第1項第2号及び第3号に規定する額から、それぞれ当該額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。
- 15 令和2年10月1日から令和5年11月11日までの間、副市長及び教育長の給料月額は、第4条第1項第2号及び第3号に規定する額から、それぞれ当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

理由 新型コロナウイルス感染症への対策による市長、副市長及び教育長の給料月額の減額措置並びに市長の任期期間中の給料月額の減額措置に鑑みて、副市長及び教育長の給料月額の減額措置を講ずるための改定を行うもの

議第33号

檀原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

檀原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月9日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

檀原市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年檀原市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 職員が、檀原市休日夜間応急診療所条例（昭和49年檀原市条例第36号）に規定する休日夜間応急診療所及び附則第2条の規定により臨時に設置された診療所の分院で新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときは、別表に定める感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の額にかかわらず、日額3,000円（新型コロナウイルス感染症の者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、日額4,000円）を支給する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の檀原市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第4項の規定は、令和2年5月1日から適用する。

（内払）

- 2 改正後の条例附則第4項の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の檀原市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された同条例第2条第1号の特殊勤務手当は、改正後の条例附則第4項の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

理由 休日夜間応急診療所及び臨時に設置された診療所の分院で新型コロナウイルス感染症対策業務に従事する職員に特殊勤務手当を支給するため、所要の改正を行うもの

議第34号

檀原市税条例及び檀原市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について

檀原市税条例及び檀原市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月9日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市税条例及び檀原市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
(檀原市税条例の一部改正)

第1条 檀原市税条例(昭和31年檀原市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第25条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に、「それぞれの者」を「それぞれその者」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

附則第2条の2第1項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。)」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第2条の3第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第7条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第7条の2に次の1項を加える。

10 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

附則第12条の3中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条の3中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

附則第18条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第18条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

第2条 檀原市税条例の一部を次のように改正する。

第20条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第21条中「及び第4項」を削り、「並びに第120条第2項」を「及び第120条第2項」に改める。

第24条第3項中「する収益事業」の次に「（以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」を加え、「第31条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に、「市町村」を「市」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10

項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23

項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第2条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附則第7条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第7条の2第10項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第17条の3中「第61条」を「第63条」に改める。

附則に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第4条の3の2第1項の

規定の適用については、同項中「令和１５年度」とあるのは、「令和１６年度」とする。

(檀原市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第３条 檀原市税条例等の一部を改正する条例（令和元年檀原市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第３条のうち、檀原市税条例第２５条第１項第２号の改正規定を削る。

附則第１条第３号を次のように改める。

（３） 削除

附則第１条第４号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第３条を次のように改める。

第３条 削除

附 則

(施行期日)

第１条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１）第１条中檀原市税条例第９４条第２項にただし書を加える改正規定及び同条第４項の改正規定並びに附則第５条の規定 令和２年１０月１日

（２）次に掲げる規定 令和３年１月１日

ア 第１条中檀原市税条例第２５条第１項第２号、第３４条の２及び第３６条の２第１項ただし書の改正規定並びに同条例附則第２条の２及び第２条の３第１項の改正規定並びに次条並びに附則第３条の規定

イ 第２条中檀原市税条例附則第７条、第７条の２及び第１７条の３の改正規定並びに同条例附則に２条を加える改正規定

（３）第２条中檀原市税条例第９４条第２項ただし書の改正規定及び附則第６条の規定 令和３年１０月１日

（４）第２条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第４条の規定 令和４年４月１日

（５）第１条中檀原市税条例附則第１８条第１項及び第１８条の２第３項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和２年法律第１２号）附則第１項第１号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の１月１日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の檀原市税条例（以下「新条例」という。）附則第2条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第25条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第24条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の檀原市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第6条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

理由 地方税法等の一部改正により、個人住民税に係る寡婦控除及び市たばこ税に係る課税方式等の措置の見直し並びに新型コロナウイルス感染症等に係る措置を行うため、所要の改正を行うもの

議第35号

檀原市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

檀原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月9日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

檀原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年檀原市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「診断により疾病の発生が確定した日」の次に「（以下「事故発生日」という。）」を加え、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに附則第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,400」を「12,440」に、「13,300」を「13,320」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,600」を「10,670」に、「11,500」を「11,550」に、「12,400」を「12,440」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「8,800」を「8,900」に、「9,700」を「9,790」に、「10,600」を「10,670」に改め、同表中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の檀原市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び別表の規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた檀原市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日

以後の期間に係る傷病補償年金等（同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金をいう。以下同じ。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において改正前の櫃原市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金等（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）及び旧条例の規定に基づくその他の損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給の事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

理由 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正及び民法の一部改正により、非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額及び障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率について、所要の改正を行うもの

議第36号

かしはら元気っ子基金条例の廃止について

かしはら元気っ子基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和2年6月9日提出

檀原市長 亀田 忠彦

かしはら元気っ子基金条例を廃止する条例

かしはら元気っ子基金条例（平成28年檀原市条例第12号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 かしはら元気っ子基金を、令和元年度をもって全額取り崩し、残高がなくなったため、条例を廃止するもの

議第37号

檀原市国民健康保険税条例の一部改正について

檀原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月9日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

檀原市国民健康保険税条例（昭和31年檀原市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第20条第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同条第3号中「510,000円」を「520,000円」に改める。

附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の檀原市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理由 地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の軽減の見直し等が行われたため、軽減判定所得の基準額等について所要の改正を行うもの

議第 38 号

檀原市手数料徴収条例の一部改正について

檀原市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 9 日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市手数料徴収条例の一部を改正する条例

檀原市手数料徴収条例（平成 12 年檀原市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

8 住民基本台帳閲覧 手数料又は住民票の写 し若しくは住民票記載 事項証明書の交付手 料	住民基本台帳法（昭和 42 年 法律第 81 号）第 11 条の 2 第 1 項の規定による住民基本 台帳の一部の写しを閲覧に供 する事務又は同法第 12 条第 1 項、第 12 条の 3 第 1 項若 しくは第 2 項若しくは第 12 条の 4 第 1 項の規定による住 民票の写し若しくは住民票に 記載した事項に関する証明書 の交付	1 件につき 300 円
8 の 2 通知カードの 再交付手数料	行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用 等に関する法律（平成 25 年 法律第 27 号）第 7 条第 1 項 に規定する通知カードの再交 付	1 件につき 500 円

」

を

「

8 住民基本台帳閲覧 手数料又は住民票の写 し若しくは住民票記載 事項証明書の交付手数 料	住民基本台帳法（昭和42年 法律第81号）第11条の2 第1項の規定による住民基本 台帳の一部の写しを閲覧に供 する事務又は同法第12条第 1項、第12条の3第1項若 しくは第2項若しくは第8項 若しくは第12条の4第1項 の規定による住民票の写し若 しくは住民票に記載した事項 に関する証明書の交付	1件につき 300円
8の2 除票の写し又 は除票記載事項証明書 の交付手数料	住民基本台帳法第15条の4 第1項、第3項又は第4項の 規定による除票の写し又は除 票記載事項証明書の交付	1件につき 300円

」

に、

「

8の4 戸籍の附票の 写しの交付手数料	住民基本台帳法第20条第1 項、第3項又は第4項の規定 による戸籍の附票の写しの交 付	1件につき 300円
8の5 戸籍の附票記 録事項証明書の交付手 数料	住民基本台帳法第20条第1 項、第3項又は第4項の規定 による磁気ディスクをもって 調製された戸籍の附票に記録 されている事項の全部又は一 部を証明をした書面の交付	

」

を

「

8の4 戸籍の附票の 写しの交付手数料	住民基本台帳法第20条第1 項、第3項又は第4項の規定 による戸籍の附票の写しの交 付	1件につき 300円
8の5 戸籍の附票記 録事項証明書の交付手 数料	住民基本台帳法第20条第1 項、第3項又は第4項の規定 による磁気ディスクをもって 調製された戸籍の附票に記録 されている事項の全部又は一 部を証明した書面の交付	
8の6 戸籍の附票の 除票の写しの交付手 数料	住民基本台帳法第21条の3 第1項、第3項又は第4項の 規定による戸籍の附票の除票 の写しの交付	

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正により、住民票の除票の写し等を交付するための手数料の設定及び通知カードが廃止されることに伴う手数料の廃止を行うため、所要の改正を行うもの

議第 39 号

橿原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

橿原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 9 日提出

橿原市長 亀田 忠彦

橿原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

橿原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年
橿原市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「都市」の次に「若しくは同法第 25 条の 22 第 1 項の中核市」を
加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、都道府県
知事又は指定都市のみでなく中核市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施でき
ることとされたため、所要の改正を行うもの

議第40号

檀原市介護保険条例の一部改正について

檀原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月9日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市介護保険条例の一部を改正する条例

檀原市介護保険条例（平成12年檀原市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「令和元年度及び」を削り、「20,349円」を「16,280円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び」を削り、「20,349円」を「16,280円」に、「29,846円」を「27,132円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び」を削り、「20,349円」を「16,280円」に、「39,342円」を「37,985円」に改める。

附則に次の1条を加える。

（保険料の減免の特例）

第3条 市長は、第10条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。

（1）第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）により死亡したこと又は重篤な傷病を負ったこと。

（2）第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、新型コロナウイルス感染症の影響により著しく減少したこと。

2 前項の減免の対象となる保険料は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）があるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の檀原市介護保険条例第3条の規定は、令和2年度以後の年度

分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

理由 消費税増税による所得段階が第1段階から第3段階までの低所得者層の介護保険料の軽減強化及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による介護保険料の減免措置を行うため、所要の改正を行うもの